

改正

平成28年6月30日告示第222号

平成29年5月1日告示第159号

令和元年6月25日告示第69号

令和6年8月9日告示第274号

上尾市建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設コンサルタント等業務に係る競争入札を執行する場合において、最低制限価格を設定するときの当該最低制限価格の算定の方法その他最低制限価格を設けて執行する建設コンサルタント等業務に係る競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設コンサルタント等業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 この要綱において「競争入札」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を除く。）をいう。

3 この要綱において「最低制限価格」とは、地方自治法施行令第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設ける価格をいう。

(対象とする契約)

第3条 この要綱は、設計金額が1件300万円を超える建設コンサルタント等業務に関し、競争入札により請負の契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、適用しない。

- (1) 単価契約により実施する契約

(2) 工事監督支援業務等による一定の事務処理に関する委任契約

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、原則として次の各号に掲げる建設コンサルタント等業務の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の81を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の81を乗じて得た額を、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の60を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。

(1) 測量業務 次のアからウまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接測量費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった測量調査費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に100分の50を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった特別経費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となった技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に100分の60を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった直接経費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となったその他原価の額に100分の90を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額

(4) 地質調査業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接調査費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 予定価格の算出の基礎となった解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった諸経費の額に100分の50を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務 次のアからエまでに掲げる額の合計額

ア 予定価格の算出の基礎となった直接人件費の額

イ 予定価格の算出の基礎となった直接経費の額

ウ 予定価格の算出の基礎となったその他原価の額に100分の90を乗じて得た額

エ 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 予定価格に100分の60から100分の81の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により最低制限価格を算出することが困難な場合（第4項及び第6項に該当する場合を除く。）は、予定価格に100分の60から100分の81の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

3 第1項第1号の測量業務の最低制限価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の81」とあるのは「100分の82」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項第1号の測量業務の最低制限価格を算定する場合において、同項の規定により最低制限価格を算出することが困難なときは、予定価格に100分の60から100分の82の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

5 第1項第4号の地質調査業務の最低制限価格を算定する場合における同項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の81」とあるのは「100分の85」と、「100分の60」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、同項第4号の地質調査業務の最低制限価格を算定する場合において、同項の規定により最低制限価格を算出することが困難なときは、予定価格に3分の2から100分の85の範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(入札参加者への周知)

第5条 総務部契約検査課長は、前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札公告その他の方法により、あらかじめ明らかにしておかなければならない。

(入札の執行)

第6条 第4条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

(落札者の決定)

第7条 第4条の規定により最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けて執行する建設コンサルタント等業務に係る競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、平成27年4月1日以降に次の各号のいずれかを行う建設コンサルタント等業務についての請負の契約の競争入札から適用する。

(1) 地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による一般競争入札の公告

(2) 地方自治法施行令第167条の12第1項の規定による指名競争入札の参加者の指名

附 則 (平成28年告示第222号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定は、一般競争入札に付する場合には、施行日以後に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定による公告(以下単に「公告」という。)をする一般競争入札において最低制限価格(第2条第3項に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を設けた場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に公告をした一般競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

3 改正後の第4条第1項の規定は、指名競争に付する場合には、施行日以後に地方自治法施行令第167条の12第2項の規定による通知(以下単に「通知」という。)をする指名競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に通知をした指名競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年5月1日告示第159号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定は、一般競争入札に付する場合には、施行日以後に地方自

治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告（以下単に「公告」という。）をする一般競争入札において最低制限価格（上尾市建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定の試行に関する要綱第2条第3項に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を設けた場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に公告をした一般競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第4条第1項の規定は、指名競争に付する場合においては、施行日以後に地方自治法施行令第167条の12第2項の規定による通知（以下単に「通知」という。）をする指名競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に通知をした指名競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月25日告示第69号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第1項第4号エの規定は、一般競争入札に付する場合においては、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告（以下単に「公告」という。）をする一般競争入札において最低制限価格（上尾市建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定に関する要綱第2条第3項に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を設ける場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に公告をした一般競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条第1項第4号エの規定は、指名競争入札に付する場合においては、施行日以後に地方自治法施行令第167条の12第2項の規定による通知（以下単に「通知」という。）をする指名競争入札において最低制限価格を設ける場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に通知をした指名競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。

附 則（令和6年8月9日告示第274号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の上尾市建設コンサルタント等業務における最低制限価格の設定に関する要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定は、一般競争入札に付する場合には、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告（以下単に「公告」という。）をする一般競争入札において最低制限価格（新要綱第2条第3項に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を設ける場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に公告をした一般競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第4条の規定は、指名競争入札に付する場合には、施行日以後に地方自治法施行令第167条の12第2項の規定による通知（以下単に「通知」という。）をする指名競争入札において最低制限価格を設ける場合における当該最低制限価格の算出について適用し、施行日前に通知をした指名競争入札において最低制限価格を設けた場合における当該最低制限価格の算出については、なお従前の例による。